

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 8 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則（令和元年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中備考以外の部分を次のように改める。

名 称	事 業	定 員
川崎市川崎区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第5号に規定する事業	7名
	条例第3条第6号に規定する事業	155名
川崎市中原区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第5号に規定する事業	7名
	条例第3条第6号に規定する事業	120名
川崎市宮前区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第5号に規定する事業	7名
	条例第3条第6号に規定する事業	120名
川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第5号に規定する事業	7名
	条例第3条第6号に規定する事業	120名

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

（川崎市事業所事務分掌規則の一部改正）

2 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表保育・子育て総合支援センターの項第6号中「（川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則第3条に定めるセンターを除く。）」を削る。